

7. 給水装置工事の検査

7. 1 工事検査

7. 1-1 (主任技術者の立会い)

当該給水装置工事の内容ならびに給水装置の構造及び材質の基準適合等について十分に説明できる法第 25 条の 4 第 1 項の定めによる給水装置工事主任技術者に立ち合わせて、工事の竣工検査を受けること。

7. 1-2 (検査開始)

工事の竣工検査は、企業団検査員(委託先職員含)が貸与した水道メーターを当該給水装置主任技術者が設置して開始となる。

7. 1-3 (検査事項)

検査員は、設計書及びしゅん工図ならびに様式第 4 号「主任技術者自主検査調書」に基づき、特に下記項目に留意した、検査を実施する。

- (1) 水道メーターと保管筐(メーターボックス)の設置様態
- (2) 当該給水装置を設置した室番等と水道メーター番号との照合
- (3) 水圧検査の適否
- (4) 漏水及び無計量水栓の有無
- (5) 給水装置の構造及び材質の基準適合の良否(主任技術者は、給水用具の仕様書、承認図及び規格認定証又は認証登録証等を揃えて、検査員に対しその基準適合を説明できるように準備しておくこと。)
- (6) 水質の状態(下表による)。

項目	判定基準
遊離残留塩素濃度	0.1mg/l以上
臭気	人の臭覚により異状を認めないこと
味	試飲により異状を認めないこと
色	5度以下
濁り	2度以下

7. 1-4 (手直し)

工事検査において、工事の施工状態、提出書類等に対して手直し又は修正等を指示された場合、指定工事業者は 7 日以内にその手直しを行うなどして適正に処理し、再検査を受ける。

7. 1-5 (再検査の指示)

検査員は、検査の結果、当該給水装置が通水に適さないと判断した場合においては、検査判定を不合格とし、判定理由を記載、通知して再検査の指示をすることができる。

7. 1-6 (検査合格)

当該給水装置工事主任技術者は、検査合格の給水装置について、検査員の指示により様式第 6 号「標識」を給水装置検査要領に従い処置する。

7. 2 工事の瑕疵

7. 2-1 (給水装置の瑕疵責任)

企業団竣工検査の際に、その瑕疵の有無確認が困難な部位等について指定工事業者は、申込者又は請負建築業者等に当該装置を引き渡した後においても、自己の原因による瑕疵及びその瑕疵による損害が発生したときは、責任をもって速やかに当該瑕疵の補償及び損害の賠償を行うこと。

7. 2-2 (その他の瑕疵責任)

企業長が事務手続きを代行している道路占用工事に係り、現地及び管理写真の確認により検査合格とした後に、舗装復旧工事を施工した部分又は推進工事を施行した部分の道路沈下、亀裂損傷が生じた場合は、占用条件書のとおり当該損傷箇所の補修又は再施工とこれに起因する損害等の賠償を行うこと。

7. 3 工事検査の申込み

7. 3-1 (検査願の提出)

工事検査の申込みは、様式第3号「給水装置工事しゅん工検査願」に様式第4号「主任技術者自主検査調書」、工事写真（給水装置の敷設状況、埋設深度、水圧試験結果等が明確かつ容易に判断できるもの）及び当該給水装置の設置場所案内図等を添付して申請する。

7. 3-2 (検査願の受理)

「給水装置工事しゅん工検査願」は、下記の要領にて受理し、竣工検査の日程を調整する。

- (1) 工事完了後、受検希望日の7日前（土、日、祝祭日は除く）より受け付けることを原則とする。
ただし、給水装置工事しゅん工検査願と同時に提出するその他の書類等に不備があった場合は、企業長が指定する日程を通知し、後日変更は認めない。
- (2) 集合住宅等の工事検査申込みについては、受検希望日の14日前（土、日、祝祭日は除く）より受け付けるが、受付時に「未竣工」である場合は、工事工程表等を提示して企業団検査担当職員（委託先職員含）と協議すること。
- (3) 30 mm以上の水道メーターを設置する工事検査の申込みについては、受検希望日の14日前（土、日、祝祭日は除く）より受け付けるが、受付時に当該給水装置工事が「未竣工」である場合は、工事工程表等を提示して企業団検査担当職員（委託先職員含）と協議すること。

7. 4 主任技術者が行う自主検査

7. 4-1 (検査用メーターの貸与)

給水装置工事施工業者の主任技術者が行う「工事の自主検査」は、工事に対する当該主任技術者の管理責任を明確にし、企業団が行う竣工検査を適正簡素に実施させるため、工事施工完了と同時に実施するものである。

以下に掲げる「工事の自主検査」においては、当該給水装置の機能検査、耐圧試験、水質検査項目を実施するために本基準書規定にある口径の「検査用メーター」を1個に限り貸与する。

- (1) 直結直圧式の家族型及び単身個室型（共同の）住居専用建物。
(口径 20 mm、又は 13 mm)
- (2) 受水槽式の家族型及び単身個室型（共同の）住居専用建物で、各部屋（世帯）が水道加入に基づく貸与メーターによる個別検針・料金徴収に係る契約又は申請があるもの。
(主口径 25 mm又は 30 mm、40 mm、50 mm)
(各戸口径 20 mm又は 13 mm)
- (3) 工事用水（臨時）を必要としない申請
(口径 20 mm、又は 13 mm)
- (4) 上記(1)及び(2)の給水装置工事に係り、検査用メーターの貸与数については、当該自主検査様態における必要数の協議に応じる。

7. 4-2 (検査用水に係る料金)

貸与した「検査用メーター」により、各戸又は各部屋（各世帯）に施工した給水装置の機能、耐圧、水質検査に要する水道水は、以下によりその使用水量に係る料金を免除する。

- (1) 直結直圧式においては、給水装置毎 1000 を上限とする。
- (2) 受水槽式においては、当該受水槽有効容量を上限とする。